

飲食の販売に関する規約

イベントの開催において飲食の製造・販売をおこなう際は以下の規約を遵守し安全かつ安心な商品の提供をおこなってください。

【対象事業】 第26回 たけた竹灯籠「竹楽」2025

【実施日】 2025年
11月21日(金) 16:00～21:30
【時間】 11月22日(土) 16:00～21:30
11月23日(日) 16:00～21:00

【会場】 〒878-0013 大分県竹田市竹田1 9 6 4
<https://maps.app.goo.gl/251GSb1qdGP67gB78>

《業務の目的》

イベント内の出店者ブースにおいて、飲食のサービスを顧客に提供することを目的とする。

《出店スペース》

スペースには限りがありますので、お早めのお申し込みをおすすめします。

《出店に関して》

- ①販売商品は保健所の営業許可を受けている施設で製造・下準備を行ったもののみとする。
また当日は必ず許可証をご持参ください。
- ②食品表示が必要な商品の販売においては必ず表示を行ってください。
- ③テント販売及び車両販売共にそれぞれ許可された調理方法に基づいて調理・販売をおこなってください。
- ④食品の取扱いにおいては食中毒や感染症の発生が無いよう衛生的な取扱いと注意を払ってください。
- ⑤火気の取り扱いは十分な注意を行ってください。
火気使用の際は、必ず不燃性の板や台
(例、ステンレス板、耐火レンガ、石膏ボード)の上に設置してください。

⑥開催においては管轄消防署への申請を代理で行います。

その際は使用される燃料や火気・消火器の配置図を確認とさせていただきます。

⑦イベントにおいて調理販売(販売)された食品における安全衛生面の不備や調理過程においてお客様をはじめその他の第三者に対し損害を与えた場合、出店者はその責任を負うものとする。

⑧ご自身が販売された飲食物のゴミ・容器を回収するゴミ袋(ゴミ箱)を設置し、お客様にも回収の旨お伝えください。

⑨揚げ物・焼き物・糖分のあるドリンク等をメニューに出す場合は、段ボールなどで追加養生を各自でお願い致します。

会場コンクリートに損害が生じた場合、管理会社より清掃または補修の請求がされますのでお気をつけください。

各 出 店 者 様

【対象事業】第26回 たけた竹灯籠「竹楽」2025

【実施日】 2025年
11月21日(金) 16:00～21:30
11月22日(土) 16:00～21:30
【時間】 11月23日(日) 16:00～21:00

【会場】 〒878-0013 大分県竹田市竹田 1 9 6 4
<https://maps.app.goo.gl/251GSb1qdGP67gB78>

什器を始めとする必要な備品は各種出店者様にて用意をおこなってください。
会場内は通路としてお客様が移動するためや、
災害時に避難誘導に使用されるものでもありますので、
通路に面した商品の展示により通路がふさがれる又は
周囲の各種出店者様へ迷惑をかけないようにご注意ください。
看板やのぼり等を設置される場合は、ブース内又は許可された範囲にて行ってください。
終了後は出店場所及びその周辺の清掃を行い、
出たゴミはお持ち帰りください。
会場施設を傷つけた場合、当事者の費用と負担において原状回復していただきます。
各種出店者様の過失により会場が汚れた場合、市役所管理の清掃作業や
費用負担が発生しますので予めご了承ください。
突然の、天候の変化もあります。雨風避けの防風幕は
出店者様の判断で事前準備をお願いいたします。
テント用ウエイトが4箇所必須です。
会場コンクリートに損害が生じた場合、管理会社より清掃または補修の請求がされますので
お気をつけください。

《出店ブース配置について》

後日、こちらにて調整の上、設定させていただきます。
横並びの場合、隣ブースと隣接になりますので、
ブース範囲は3m×3m ですが窓口は1方向とよう認識をお願い致します。
ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。会場の配置図はイベント開催日の
2日から3日前にご連絡いたします。

《搬入・搬出に関して》

資材運搬に必要な台車やカートは各自ご準備ください。

ブースへの運搬が終わり次第、車輛を搬入時の停車場所から駐車場へ移動してください。

搬出時、荷物を全てまとめたあとに車輛を搬出口へ移動させてください。

搬入口に停車できる台数が限られ、混み合うことが予想されますので、

ご協力をお願いいたします。

搬入・撤去のスケジュールは後日ご案内いたします。

《出店契約・キャンセルに関して》

出店確定後のキャンセルはご出店者様都合のキャンセルとなり

出店料のご返金はできません。

《天候による判断について》

天変地異・自然災害等、ウイルス等による感染症の発症などで開催が困難になった場合は、

イベントの全日程及び一部を中止することがあります。

その際、主催者は出店者が開催のために使用した費用を賠償する責任は負いません。

イベント開催が不可能又は変更される場合は、

DM 及びSNS サイトにて中止・変更の連絡をおこないます。

《損害賠償の免責に関して》

イベント開催中、出店者はブース内の商品・備品・金銭の管理をおこなってください。

風や雨・自然災害をはじめ搬入出時の車両事故などトラブルに対する

損害賠償の責任は負いません。

《領収書の発行に関して》

出店料など申告等に必要な領収書はお振込みの際の明細、

ネット送金の場合は画面の印刷にて

領収書とさせていただきます。（申告時に使用可能です）

シェア出店の方々へは代表者の方への領収書発行のみになります。

紛失された場合の再発行はできません。